

ロシア連邦大統領令

若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における 追加特別経済措置の適用について

ロシア連邦市民およびロシア法人を対象とする制限措置の導入を目的としたアメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的で国際法に反する行動に鑑み、ロシア連邦の国益の擁護を目的として、かつ連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」に則って、以下を決定する：

1. 1995年6月30日に締結されたチャイヴォ、オドプトゥおよびアルクトゥン・ダギ鉱床の開発に関する生産物分与協定（以下、「協定」）の履行に関連する若干の外国の法人および自然人による義務違反の結果として発生した自然および技術由来の非常事態の発生の脅威、人々の生命および安全に対する脅威、ロシア連邦の国益および経済安全保障に対する脅威に鑑みて、当該の外国人とその支配下にある者に対して以下の特別経済措置を適用することを定める：

a) ロシア連邦政府はロシアの有限責任会社を設立し、本令にもとづき、共同事業契約にもとづいて自らの活動を行う、法人格を有さない法人—投資家連合（以下、「コンソーシアム」）のものとして協定に定められている、オペレーター（「エクソン・ネフテガス・リミテッド」）としての権利と義務を含むすべての権利および義務が、その会社に移行される。上記有限責任会社（以下、「会社」）はロシア連邦政府が定める手順にしたがって設立される。会社は、協定のXXXX条および XXXXI条にその境界が定められている契約水域内の地下資源鉱床の開発を協定にしたがって実施し、コンソーシアムのすべての権利および義務を与えられる。ロシア連邦政府は会社の設立者（出資者）ではない；

b) 協定の枠内でコンソーシアムによって形成または入手された資産はすみやかにロシア連邦の所有に引き渡され（その資産の形成または入手のためのコンソーシアムの出費を補償する義務をロシア連邦がしかるべく履行していることを踏まえて）、同時に協定の定める期間これを無償で利用する権利が会社に取り渡される；

c) 本項「b」号に定める以外のコンソーシアムの資産はすみやかに会社の所有に引き渡される；

d) 会社の定款資本金における持分は次に掲げる者に帰属する：

株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」—協定における同社の参加持分に比例して（11.5%）；

株式会社「RNアストラ」—協定における同社の参加持分に比例して（8.5%）；

会社—協定によるコンソーシアム外国参加者の合計参加持分に比例して（80%）。当該の持分は本令にしたがって定められる者に引き渡されることになる。会社に帰属する持分がこれらの者に引き渡されるまでの間、その管理はロシア連邦政府が本令にもとづいてこれを行う；

e) コンソーシアムの外国参加者は、会社の設立から1カ月以内にロシア連邦政府に対して、協定における各々の参加持分に比例して会社定款資本金中の持分を引き受けることに合意する旨の通知書を提出するものとする。この通知書には、当該のコンソーシアム参加者が協定における相応の参加持分に対する権利を有すること、および持分の引受に対する承認（同意）を得ていることまたはそうした承認（同意）を得る必

要がないことを立証する文書を添付するものとする；

f) ロシア連邦政府は、本項「e」号に掲げる通知書が到着するごとに、3日以内に：

本令「e」号にもとづいて提出された文書を検証する；

協定においてその者に帰属する参加持分に比例して会社の定款資本金中の持分を当該のコンソーシアム外国参加者に引き渡す旨の、または会社定款資本金の持分の引渡しを拒否する旨の決定を下す；

g) ロシア連邦政府が引き渡す旨の決定を下した会社定款資本金における持分は、本項「f」号第3段落にもとづいて下されたその引渡しに関する決定で引渡し先とされたコンソーシアム外国参加者にすみやかに引き渡され、ロシア連邦政府によるその持分の管理は終了する；

h) 会社の定款資本金における持分のうち、本項「f」号および「g」号にもとづくコンソーシアム外国参加者への引渡しがなされなかったものは、ロシア連邦政府がその評価を行い、ロシア連邦政府が定める手順にしたがって、その手順が定める基準に適合するロシア法人に対してこれを売却する。ロシア連邦政府はこの持分の評価および売却を、本項「f」号第3段落にもとづいて持分の引渡しを拒否する旨の決定が下された日から4カ月以内に、または、持分の引渡しを拒否する旨の決定が下されたのではない場合（本項「e」号が定める通知書が提出されなかった、もしくは所定の期限に違反して提出されたことを理由とする場合を含む）には、本項「e」号が定める期限が満了した日の翌日から4カ月以内に、実施する；

i) 会社の定款資本金における持分のうち、本項「f」号および「g」号にもとづくコンソーシアム外国参加者への引渡しがなされなかったものの売却から得られた金銭は、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって会社が当該のコンソーシアム外国参加者を名義人として開設した「C」型口座に対して、当該持分の買手が払い込む。コンソーシアム外国参加者は、本項「k」～「m」号が定める手続きが完了するまで当該の金銭を処分することはできない；

j) 協定のXX条にしたがってコンソーシアム外国参加者によって蓄積された金銭に等しい額の金銭は、彼らまたは彼らに委託された者によってすみやかに会社の決済口座に払い込まれる。会社はロシア連邦政府によって公認された銀行に残存価額勘定を開設しそこに上記金額を払い込む。残存価額勘定に払い込まれた金銭は、協定が定める目的と手順により使用される；

k) ロシア連邦政府は、外国の法人（その支店）および（または）自然人の協定の履行に関連した活動の財務面、環境保護面、技術面およびその他の監査を実施する。その活動が監査の対象となる者の一覧は、ロシア連邦政府によって承認される；

l) ロシア連邦政府は、本項「k」号にもとづいて実施した監査の結果にもとづいて、コンソーシアム外国参加者による本項「j」号の要求不履行の結果であるものを含むこうむった被害の大きさを確定し、これを補償する義務を負う者を決定する；

m) こうむった被害の価額に等しい額の金銭は、本項「l」号により被害を補償する義務を負うとされた外国の法人（その支店）および（または）自然人との関係を有するコンソーシアム外国参加者を名義人として開設された「C」型口座から会社宛に振り替えられる。

2. ロシア連邦政府は、株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」を会社の経営者に任命し、同社が会社設立の日から会社の単独執行機関としての権限を行使する。会社に帰属するすべての持分の所有権が本令にしたがって定められた者に移行してから10日以内に、会社の出資者総会によって、会社の新たな単独執行機関が選任されるか、株式会社「サハリンモルネフチェガス・シェリフ」の当該の権限を延長する決定が下される。

3. ロシア連邦政府は会社の設立にあたってその定款を承認する。当該の定款は会社の出資者が会社の新

たな定款を承認する日まで効力を有する。会社の出資者は、会社に帰属するすべての持分の所有権が本令にしたがって定められた者に移行してから1カ月以内に、新たな会社定款を承認し、会社出資者の権利行使についての契約を締結する。

4. 協定の実施にかかわる権利関係にはロシア連邦の法が適用される。

5. 協定の実施にかかわる権利関係から派生する争議はモスクワ市商事裁判所において解決される。

6. 協定のXXXX条および XXXXI条にその境界が定められている契約水域内の地下資源鉱区の開発などに必要で、本令の発効日までにコンソーシアムおよびオペレーターに交付されていたライセンスおよびその他の許可文書（鉱区割当、設計、許可書類を含む）は、会社に交付されたものとみなされる。

7. 以下の機関に公式の解説を行う権利を与える：

a) ロシア連邦中央銀行 — 本令のうち、「C」型口座でのオペレーションの実施にかかわる部分について；

b) ロシア連邦政府 — 本令の適用にかかわるその他の諸問題について。

8. 協定に定められている、特別税制、関税規制、関税・料金規制、排他的ガス輸出権利は、会社およびその出資者に対しても維持される。

9. ロシア連邦政府は6カ月以内に、本令の実施に必要な変更が協定に施されるようはからう。

10. 連邦行政機関、ロシア連邦構成主体国家権力機関、その他の国家機関、地方自治機関および組織は、会社設立日から1カ月以内に、本令第6項に定めるライセンスおよびその他の許可文書が会社宛てに再交付されるようはからう。

11. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年10月7日

第723号